

告示

埼玉県告示第千三十九号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県規則第三十七号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方
法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり
当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

令和二年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	条 項
埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例施行規則（平成元年一月三十一日規則第六号）	第一条第二項